



平成27年度 市政推進委員

行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

土田		清洲第9		清洲第8		清洲第7		二西市場一・三丁目		一場		朝日		・西弁田天中		清洲第2		清洲第1	
柏山	寺西	仙田	江口	林本	岡林	早川	河原	清水	中川	加納	鹿島	堀尾	長谷川	後藤	山口	秋田	加藤	渡邊	堀田
奨	博司	正生	眞樹	勇	民幸	清一	洋	保次	正彦	一夫	貞和	昭	裕	悦男	典夫	利隆	義行	博史	忠彦

新川第8		鍋片		寺野		外町		新川第4		新川第3		新川第2		新川第1		新清洲		上条	
濱田	野村	加藤	杉本	小林	小川	尾関	三輪	安藤	古池	鈴木	後藤	稲垣	荒木	宮澤	中山	小島	牛田	高柴	石塚
秀樹	幸夫	龍二	英幸	英明	さより	宏	弘明	啓一	博	勝彦	武史	敏朗	正春	正和	海解	和宏	宏	康司	芳政

旭芳野		松原		花咲地領		日の出		六軒		大和		砂入		西枇杷島第2		西枇杷島第1		阿原	
辻	栗本	磯部	金多	竹内	笹本	渡邊	織田	野田	名郷	奥田	福島	山田	柴田	堀田	宮田	近藤	渡邊	横井	近藤
武寿	直子	和雄	俊治	喜美代	道彦	俊明	喜與次	廣司	明宏	照明	章雄	一平	幸夫	松壽	正道	希子	和一	善光	昌倫

市政の円滑な推進のため、地域の皆さんとのパイプ役となる市政推進委員及び副市政推進委員を次の方々に委嘱しました。
(敬称略)

春日南		上中		新春日西分		春日蓮祢		落宮		小場塚		二ツ杵		古城	
鵜飼	加藤	加藤	河合	星野	飛弾	鈴木	嶋川	後藤	犬飼	伊藤	新原	堀井	小澤	太田	櫻井
裕之	康夫	治雄	紀直	増尚	和義	泰彦	豊	末雄	俊二	修	早苗	茂	広子	賢治	清和

【問合せ】
防災行政課(本庁舎)

ブロック名
市政推進委員
副市政推進委員



平成27年度(平成28年度採用) 清須市職員採用候補者試験案内

平成27年度(平成28年度採用)の清須市職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

●職種、人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
事務職	10名程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、大学、短大又は高専を卒業又は来春卒業見込みの方
事務職 (身体障害者対象)	若干名	身体障害者手帳の交付を受けた方で、次のいずれにも該当する方 ・昭和60年4月2日以降に生まれた方で、大学、短大又は高専を卒業又は来春卒業見込みの方 ・自力で通勤し、介護者なしで事務職として職務の遂行が可能な方 ・活字印刷文による出題に対応できる方
事務職 (土木・建築)	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、土木課程又は建築課程を専攻し、大学、短大又は高専を卒業又は来春卒業見込みの方
保育士及び 幼稚園教諭	8名程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有するか来春取得見込みの方

※短大には、学校教育法による専修学校専門課程のうち、修学年限が2年以上かつ1,600時間以上の授業の履修を義務付けているものを含みます。

- 受付期間 平成27年6月1日(月)から12日(金)まで
- 受付時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く。)
- 申込方法 申込書、履歴書などの申込書類を持参又は郵送(12日(金)午後5時15分必着)で提出してください。
※申込書及び履歴書については、市指定の用紙を使用してください。
試験案内、申込書及び履歴書は、人事秘書課(本庁舎)で直接受取るか、市ホームページからダウンロードしてください。

●試験期日及び試験内容 第1次試験 平成27年7月26日(日)

職 種	試 験 内 容
事務職	教養試験、論文試験及び適性検査
事務職 (身体障害者対象)	教養試験、論文試験及び適性検査
事務職 (土木・建築)	教養試験、論文試験、専門試験及び適性検査
保育士及び 幼稚園教諭	教養試験、論文試験、専門試験及び適性検査

※第1次試験合格者は、後日、面接及び実技等の試験があります。

- 申込・問合せ 清須市役所 企画部 人事秘書課(清須市役所本庁舎2階)
〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地
電話052-400-2911(内線1211・1212)



市議会の構成

5月1日(金)、第一回臨時会が開催され、次のとおり、正・副議長、監査委員等が選出されました。

◆議長 久野 茂



◆副議長 住田 元紀



◆監査委員 成田 義之

◆議会運営委員会委員長 八木 勝之

◆常任委員会

○総務委員会委員長 小崎 豊

○福祉委員会委員長 白井 章

○建設文教委員会委員長 林 真子

問合せ 議事調査課(本庁舎)

6月議会定例会の日程

本会議・委員会は、お気軽に傍聴できます。詳しくは、議事調査課(本庁舎)までお尋ねください。



開会日	会議等
1日(月)	本会議(行政報告質疑、議案提案説明)
4日(木)	本会議(一般質問)
5日(金)	本会議(一般質問)
11日(木)	本会議(議案質疑)
12日(金)	福祉常任委員会
15日(月)	建設文教常任委員会
16日(火)	総務常任委員会
22日(月)	本会議(委員長報告・討論・採決)

開会時間 いずれも午前9時30分から

愛知万博
メモリアル

第10回愛知県市町村対抗駅伝競走大会
清須市代表選手候補募集!!



と き 12月5日(土) 午後0時20分スタート(予定)
と こ 愛・地球博記念公園
区間・距離 9区間 28.7キロメートル(予定)
募 集 小学生(男・女)、中学生(男・女)、ジュニア(男・女)
資 格 一般(男・女)、40歳以上(男女不問)
市内にお住まい又はお勤めの方(県内の小・中・高校生は保護者の住まいが市内であること)
応募期限 6月28日(日)まで
問合せ スポーツ課(新川ふれあい防災センター)※月曜休み
電話052-409-1535



メール 声のポスト 皆様からのご意見・ご要望

市では、市民の皆様の声を市政等に反映させるため、ご意見・ご要望等をEメールや声のポスト(市内18箇所に設置)にお寄せいただいています。

平成26年度におきましては、Eメールで101件、声のポストでは107件のご意見等をいただきました。

■問合せ 人事秘書課(本庁舎)

Eメール・声のポスト ご意見・ご要望の内訳

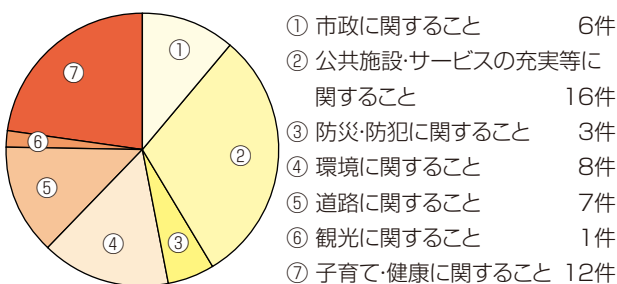
◆Eメール

1.お問合せ	19件
2.ご意見・ご要望	53件
3.その他	29件
計	101件

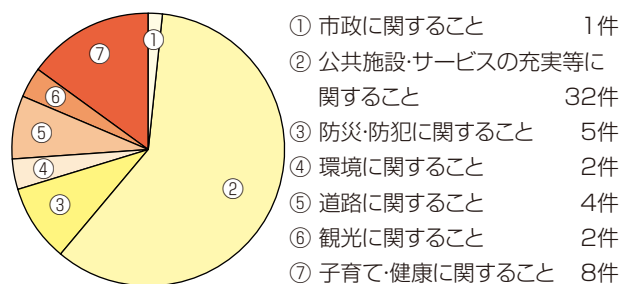
◆声のポスト

1.お問合せ	1件
2.ご意見・ご要望	54件
3.その他	52件
計	107件

ご意見・ご要望(53件)の内訳



ご意見・ご要望(54件)の内訳



●主なご意見等と回答内容をご紹介します

Q. 私は60代なのですが、市ホームページの壁紙の色が暗くて見づらいように思います。また、各庁舎の電話番号をわかりやすい場所に掲載して欲しいです。

A. 市ホームページのデザインは、清須市の豊かな水辺環境と多彩な歴史資源が共存するという特徴をふまえて、歴史の重厚感や躍動感を表現したものです。自治体ホームページのデザインとしては、あまり例のないもののため、最初は見づらいという印象を受けるかもしれませんが、選定委員会で検討を重ね選ばれたデザインで、JIS規格に対応した色使いです。

また、清須市役所は代表電話制を採用しています。代表電話(052-400-2911)に電話をかけていただきますと、交換手からご希望の課へおつなぎします。そのため、市ホームページ内の各ページ最下部に代表電話番号が掲載されています。

Q. 障害者や高齢者に対する福祉サービスを教えてください。

A. 障害者福祉では、寝具洗濯乾燥事業・タクシー料金助成事業・ガソリン費用助成事業を行っています。また、高齢者福祉では、配食サービス事業・ショートステイ事業・老人無料入浴制度等の事業を行っており、この他にも市独自として様々な福祉サービスを提供しています。詳しくは、市ホームページ「暮らしの情報」の「福祉・介護」に掲載していますので、ぜひご利用ください。

今後も市民の皆様のニーズを把握しながら、限りある財源の中で鋭意努力し、福祉サービスの充実に努めてまいります。



市制施行10周年記念に関する行事のお知らせ



本市は、平成17年7月7日の七夕の日に誕生してから、今年で10周年を迎えます。これを記念し、次のとおり公共施設等において七夕飾りを設置します。備え付けの短冊に皆様の願いを書いていただき、その思いが天に届くように、飾り付けをお願いします。

市制施行10周年記念「七夕飾り」

場 所	市役所本庁舎、西枇杷島庁舎、清洲庁舎、春日支所、にしびさわやかプラザ、清洲城、カルチバ新川、市立図書館、みずとびあ庄内
期 間	平成27年6月30日(火)～7月7日(火)の開庁、開館時間内 ※みずとびあ庄内のみ6月21日(日)から実施

■問合せ 企画政策課(本庁舎)

「JIMOキャラ総選挙」開催中!

地元キャラクターの人気投票に「うるるん」がエントリーしています。

投票期間 6月30日(火)まで

★インターネットから1日1回投票してね!

JIMOキャラ総選挙

応援よろしくをお願いします!

■問合せ 企画政策課(本庁舎)



社会保障・番号制度とは

■問合せ 企画政策課・市民課(ともに本庁舎)

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

■社会保障・番号制度の導入による効果

●公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

●行政の効率化

行政機関や地方公共団体等で、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減。

●国民の利便性の向上

添付書類の削減等、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減。

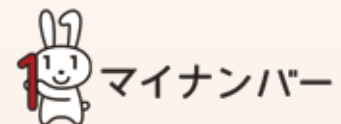
■通知カードと個人番号カード

●平成27年10月からマイナンバー(個人番号)が通知されます

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号(12桁)が付番されます。
- ・マイナンバーは氏名、住所、性別、生年月日(基本4情報)に関連づけられます。
- ・原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。

●平成28年1月から個人番号カードの交付が始まります

- ・「通知カード」とあわせて「個人番号カード交付申請書」を送付しますので、希望者は顔写真を貼付し、郵送申請をすると「個人番号カード」を交付します。
- ・「個人番号カード」への移行に伴い、従来の「住民基本台帳カード(住基カード)」は発行できません。ただし、平成27年12月までに交付された「住基カード」の有効期間満了までは利用できます。また、「住基カード」に「電子証明書」を格納されている方は、「電子証明書」の有効期間まで使用できます。
- ・「個人番号カード」の交付を受ける場合、「住基カード」は返納となります。





行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

税だより

市・県民税の納税通知書のお知らせ

6月上旬に市・県民税が課税となる方に納税通知書を発送します。会社にお勤めの方には、お勤めの会社を通じて今年度の市・県民税の税額をお知らせします。

問合せ 税務課(本庁舎)

市・県民税の減免制度のお知らせ

次に該当する方は、課税された市・県民税が減免される場合があります。

対象となる方

(申請に必要な書類等)

- ① 前年総所得金額が200万円以下で、前年に比べ当該年中の総所得金額の見込金額が2分の1以下に減少する方(平成27年の収入がわかるもの、印鑑、平成27年度納付書)
- ② 前年総所得金額が200万円以下で、雇用保険を受給している方(雇用保険受給資格者証、印鑑、平成27年度納付書)
- ③ 災害等により被害を受けた方(り災証明書、印鑑、平成27年度納付書)
- ④ 生活保護法の規定により扶助を受けている方(保護開始決定通知書、印鑑、平成27年度納付書)

⑤ 勤労学生である方(在学証明書、印鑑、平成27年度納付書)

※分離課税(譲渡所得・退職所得等)にかかる税金は、減免の対象になりません。

※既に納付された市・県民税は、減免の対象になりません。

※申請に必要な書類等は、該当する減免条件により異なります。

減免申請をする時期

納期限の7日前(第一期分は6月23日(火)まで。それ以降は、減免申請の受付はできません。

受付場所

税務課(本庁舎)
受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く。)

問合せ

税務課(本庁舎)

65歳以上の公的年金受給者で市・県民税を納税されている方へ

平成21年10月から、公的年金所得に対する市・県民税の支払方法が、役所・銀行等の窓口でのお支払いから、公的年金からの特別徴収(天引き)に変更になりました。

これにより、市・県民税を日本年金機構などの「年金保険者」が市へ直接納め、受給者には、税金が差引かれた後の年金が支払われることとなり、納税のために金融機関へ出向いたり、現金を用意する必要がありません。

対象となる方(次の条件①～③の全てを満たす方)

- ① 平成27年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者
 - ② 市・県民税の納税義務者
 - ③ 年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金又は退職年金等の受給者
- 対象となる税額** 厚生年金、共済年金、企業年金等を含む全ての公的年金等に係る所得額に応じた税額
- 実施時期** 初めて特別徴収となる場合、平成27年10月支給の年金から天引き
- 問合せ 税務課(本庁舎)

平成27年度市水防訓練

とき 6月14日(日)
午前9時から

ところ みずとぴあ庄内(庄内川水防センター)前堤防

見学はどなたでもできます。ぜひご見学ください。

問合せ 防災行政課(本庁舎)



全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

いじめ・虐待など子どもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

とき 6月22日(月)～28日(日) 午前8時30分～午後7時
(ただし、6月27日(土)・28日(日)は午前10時～午後5時)

※強化週間以外でも、平日午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。

相談専用電話(子どもの人権110番)
電話0120-007-110(フリーダイヤル)

問合せ 名古屋法務局人権擁護部
電話052-952-8111(内線1450)





子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ ■問合せ 子育て支援課(清洲庁舎)

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対する臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

対象者 平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く。)を受給される方

※特例給付とは、手当の月額が5,000円の方です。

対象児童 基準日(平成27年5月31日)時点で、中学校3年生までの児童(平成27年6月分の児童手当の対象となる児童)

支給額 対象児童1人につき 3,000円(1回限り)

※対象となる方には、6月に平成27年度児童手当現況届と同時に申請書等を送付します。

【公務員の方へ】

基準日(平成27年5月31日)に清須市に住民登録のある公務員の方は、次の書類を添えて**清須市に申請**してください。

提出書類(①は勤務先から配布されます。)

①子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)

※申請書の公務員児童手当受給状況証明欄に所属庁が証明したもの

②支払い金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し

※平成26年度子育て世帯臨時特例給付金を清須市以外で支給を受けた場合、添付が必要です。

提出方法 子育て支援課(清洲庁舎)へ郵送又は直接窓口へ提出

申請期間 6月1日(月)～9月1日(火)



生活困窮者自立支援制度のお知らせ

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

■制度の概要

平成27年4月から生活困窮者の支援制度が始まり、生活全般にわたるお困りごとの相談窓口(清須市くらし・しごとサポートセンター)が、社会福祉課(清洲庁舎)に設置されました。

「働きたくても働けない」、「住む所がない」等、まずはご相談ください。相談窓口では、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

■事業内容

・自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

・住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職等により住居を失った方又は失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をする等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。



春の叙勲

《旭日双光章》

長年にわたり、議員として地方自治の推進に尽力された功績によるものです。



後藤 鑛造氏 (春日屋敷)

春の褒章

《黄綬褒章》

長年にわたり、自動車運送業に精励され、運送業界の発展に尽力された功績によるものです。



堀田 達夫氏 (桃栄)

《藍綬褒章》

長年にわたり、教師として矯正教育に尽力された功績によるものです。



南 尚浩氏 (枇杷島駅前東)

初夏の風物詩 尾張西枇杷島まつり開催

■問合せ 産業課(本庁舎)

美濃路に初夏を告げる「尾張西枇杷島まつり」が開催されます。

まつりでは、200年余の歴史を誇る勇壮な5輦の山車が美濃路沿いを練り歩き、山車の上で舞うからくり人形も見ものです。

とき 6月6日(土)・7日(日)

ところ 美濃路沿い

※6日(土)には、リバーランドで花火を打ち上げます。

【荒天の場合は7日(日)】

※詳しくは5月号折込みの「尾張西枇杷島まつりガイド」をご覧ください。



祭

祭

市民記者がゆく!

「消防訓練をするには」

まちなかWatch 1

市民記者 成瀬 瞳

清須市で防災訓練等を行う場合、西消防署の消防士さん、市の消防団の団員の方や市の保健師の方などが指導・協力をしてもらえると聞いて、今回、自宅マンションの消防訓練の打合せのため、西消防署に行ってきました。消防署では、訓練当日に実際に指導してくれる消防士さんと打合せを行いました。

子どもの頃は、学校で避難訓練を行いました。大人になると逃げる訓練がメインではなく、初期消火を目的とした消火訓練をよく行います。私も職場や様々な場面



西消防署での警備第2課長 米本氏(写真左)と救助係長 魚住氏との打合せの様子

で訓練に参加しましたが、自分で計画を立てるのは初めてです。訓練と一言で言っても、内容は様々あり、時間や場所によって、できる内容が異なることを説明していただきました。

消防士の魚住さんは、「盛りだくさんの訓練をするよりも、これだという一つを決めると、印象が強くなり、いざというときに覚えていて、行動できるものです。」と熱く語ってくれました。

また、穏やかな笑顔が印象的な米本さんは、「最近では、傷病者の方の意識がない場合や3階建て以上の建物のときは、救急車と一緒に消防車も出動する場合があります。また、行事などで出動する事も増えたので、訓練の予約は、日程が決まっていけば、早めに行った方がいいですよ。」と教えていただいたほか、訓練への参加率アップの方法など訓練を企画する側へのアドバイスをいただきました。

訓練の参加者を増やすことに悩んでいる方や新年度から訓練の担当になり、初めて計画を立てる方は、西消防署に相談をしてみてもいいのではないでしょうか。